

# 意欲と能力のある学生に 学び続けられる 環境を。

経済的理由により修学に

困難がある学生を支援する。

私たちはこの使命の実現のために

「京都大学修学支援基金」を設けました。

皆様からの「基金」へのご寄附による

温かいご支援をくださいますよう

お願いいたします。

授業料免除

奨学金

留学支援

学生への経済支援



## 京都大学修学支援基金

「京都大学修学支援基金」へご寄附いただくと、寄附者の税額が従来より軽減される場合があります。

個人からの寄附の場合、「所得控除」より高い減税効果となる  
「税額控除」を選択できます。

京都大学寄附金の中で、この「税額控除」を受けることができる寄附金は、**修学支援基金**だけです。

詳しくは、京都大学基金事務局(075-753-2210)へお問い合わせください。



# 修学支援基金における 税制上の優遇措置



2016(平成28)年度税制改正により、修学支援事業に対するご寄附に対しては、従来までの「所得控除」に加え、新たに「税額控除」も適用されることになりましたので、寄附者ご自身でどちらか一方をご選択いただけます。

確定申告時に、国立大学法人京都大学が発行した「寄附金領収証書」と「税額控除に係る証明書(写)」を添えて、所轄税務署に確定申告してください。確定申告の時期は、通常毎年2月16日から3月15日(3月15日が土日の場合は翌日か翌々日)までとなっています。

## ● 所得控除

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定します。

$$\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円} \times (\text{所得に応じた}) \text{税率} \rightarrow \text{所得税額から控除}$$

(例) 年収500万円(平均的な税率10%)の方が、1万円を寄附した場合  
(10,000円 - 2,000円) × 10% = 800円 (800円控除されます)

## ● 税額控除

各寄附者の税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除します。

$$\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円} \times 40\% = \text{控除対象額}^{\ast 2} \rightarrow \text{所得税額から控除}$$

(例) 年収500万円(平均的な税率10%)の方が、1万円を寄附した場合  
(10,000円 - 2,000円) × 40% = 3,200円 (3,200円控除されます)

**税額控除**とは、個人が寄附した場合、寄附金額の一定割合を所得税額から直接控除できる制度です。寄附金額を基礎に算出した控除額を所得税額から直接控除するため、**個人寄附者は、減税効果が非常に大きい点の特徴です。**

※1 寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

